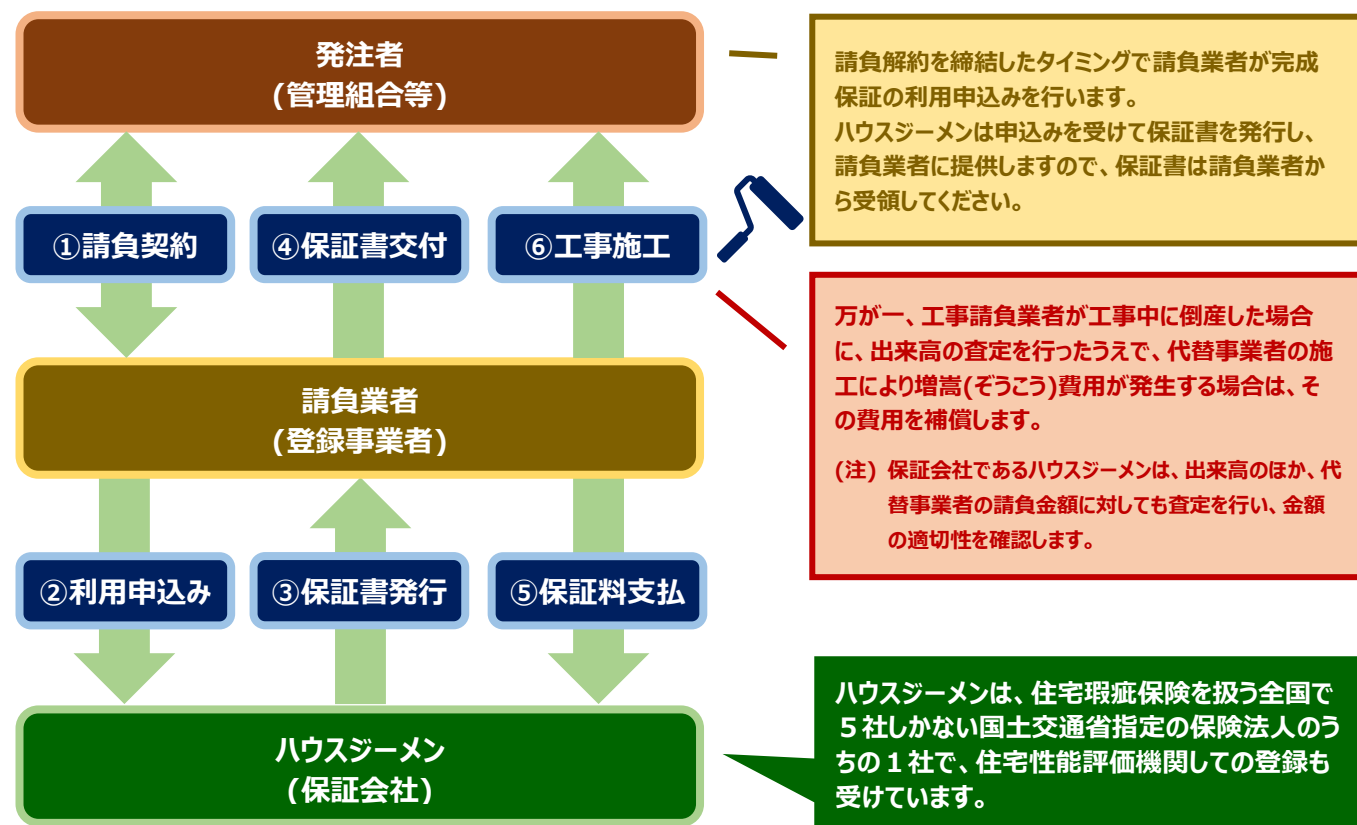




ハウスジーマン 大規模修繕工事 完成保証制度のご案内

完成保証制度とは

大規模修繕工事の請負業者が竣工前に倒産した場合に、残工事の遂行にあたり、当初の請負金額内に納まらなかった増嵩(ぞうこう)費用を発注者に補償することで、工事の完成をサポートするサービスです。



請 負 金 額 の 事 前 払 い

過払いの発生を防ぐため、完成保証を申し込む大規模修繕工事に対して、以下の支払条件を設定しています。

① 前 受 金	なし
② 着 手 金	請負総額の20%以内 (支払いは仮設工事の開始日から1ヶ月後以降であること)
③ 中 間 金	出 来 高 の80%以内 (50%進行時の出来高 80%は請負総額の40%)

代 替 業 者 の 選 定

請負業者の倒産時に、残工事を遂行する代替事業者は発注者が選定します。

保 証 限 度 額

増嵩(ぞうこう)費用に対する保証は、請負金額の30%と500万円のうち、いずれか低い金額を限度とします。

上記のほか、完成保証制度全体としての1事業年度あたりの限度額と、請負業者あたりの限度額の設定があります。

保証を利用できる大規模修繕事業者

ハウスジューメンの提供する完成保証制度を利用できるのは、ハウスジューメン所定の審査を受け、完成保証を行う事業者として登録された大規模修繕事業者(以下「登録修繕業者」といいます)に限ります。

使用する請負契約書

請負金額の事前支払いに関するルールを定めているため、請負契約書は登録修繕業者の指定書式のものを使用するのが完成保証制度利用の前提となります。事前支払に関するルールの変更は認められないため、異なる書式の利用を希望する場合は事前にご相談ください。

制度利用料

制度利用料は、請負金額に応じて以下のとおりです。

請 負 金 額	制 度 利 用 料 (税 抜)
～3000 万	88,000 円
3000 万～6000 万	98,000 円
6000 万～1 億	108,000 円
1 億～2 億	118,000 円
2 億～3 億	148,000 円
3 億～	178,000 円

契約後に工期の変更や請負金額の変更が生じた場合

保証期間と保証限度額の取扱いは、以下のとおりです。

- 保証期間は利用申込みの際に提出された請負契約に記載されている工期の末日までとなります。
- 保証限度額は利用申込みの際に提出された請負契約に記載されている請負金額を元に判断します。

請 負 契 約 後 に 工 期 の 変 更 が 生 じ た 場 合

工期の変更の申請がないと、当初の工期の末日以降に請負業者が倒産した場合に保証を適用できませんので、変更が生じた場合は、ハウスジューメンに変更の通知を行ったか請負業者に確認してください。

請 負 契 約 の 締 結 後 に 請 負 金 額 が 増 額 と な っ た 場 合

請負金額の変更の申請がないと増額部分に保証を適用できませんので、請負金額が増額となった場合は、ハウスジューメンに増額の通知を行ったか工事請負業者に確認してください。

請負金額の増額により、制度利用料の適用レンジが変わる場合は、生じた差額を追徴します。

<本件に関する問合せ先>

受付センター

03-5408-8486

info@house-gmen.com

問合せフォーム

[こちらから問い合わせフォームにアクセスできます。](#)

